



仙台弁護士会
Sendai Bar Association

憲法改正問題に関する公開学習会

憲法改正議論の現状とこれから

～憲法改正問題に取り組む全国アクションプログラム～

～日弁連「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」（2018年5月25日）に触れつつ～

日時：2018年10月11日（木）午後4時～

場所：仙台弁護士会館 4階大ホール

講師：川上詩朗氏（日弁連憲法問題対策本部事務局長，東京弁護士会）

入場無料・事前予約不要

日本弁護士連合会は、本年5月25日の定期総会で「憲法9条の改正議論に対し、立憲主義を堅持し、恒久平和主義の尊重を求める立場から課題ないしは問題を提起するとともに、憲法改正手続法の見直しを求める決議」を採択し、「憲法9条の2」を設けて「自衛隊」を憲法上明記する改正案について、恒久平和主義及び立憲主義の観点から具体的な問題点を指摘するとともに、国民が熟慮できる機会の保障等を求めました。

仙台弁護士会では、改めて憲法改正議論の現状等を学ぶため、日弁連憲法問題対策本部事務局長として上記決議のとりまとめに尽力した川上詩朗弁護士（東京弁護士会）を講師に招き、日弁連における取組・議論状況の報告を含めて、憲法改正問題の情勢や改正議論の現状等をご解説いただく公開学習会を企画しました。皆様、ぜひご参加ください。

問い合わせ 仙台弁護士会 TEL:022-223-1001